

幼稚園を設置する学校法人の設立認可審査内規

(昭和 57 年 12 月 27 日総務部長裁定)

(趣旨)

第 1 条 私立幼稚園（以下「幼稚園」という。）を新たに設置する学校法人の設立については、法令に定めるもののほか、この内規の定めるところによる。

(名称)

第 2 条 学校法人の名称は、その目的にふさわしいものであり、かつ、県内の既設学校法人名と同一又は紛らわしいものであってはならない。

(資産の保有又は整備)

第 3 条 学校法人は、その設置する幼稚園に必要な施設及び設備（以下「基本財産」という。）並びにその設置する幼稚園の経営に必要な財産（以下「運用財産」という。）を法人設立時までに保有又は整備しなければならない。

- 2 前項の基本財産は、負担付（担保に供せられている等）のもの、又は借用のものであってはならない。ただし、園地及び運動場については、国又は地方公共団体（以下「地方公共団体等」という。）からの借用であり、かつ、学校法人が取得できない合理的理由がある場合は、借用であっても差し支えないものとし、地方公共団体等からの借用ができないやむをえない理由があるときは、存続期間 20 年以上の地上権又は賃借権の設定登記による地方公共団体等以外からの借用を認めるものとする。
- 3 第 1 項の運用財産は、幼稚園を開設しようとする年度の経常的経費予算額の 6 分の 1 以上に相当する額の現金預金又は有価証券とする。

(法人設立経費)

第 4 条 学校法人の設立に要する経費の財源は、学校法人の負債とならない資金を充なければならない。ただし、基本財産の取得整備に要する経費については、次の要件を満たす場合に限り、借入金を充てることも差し支えないものとする。

- (1) 借入金の額が、園地及び運動場を除く基本財産の価額の 3 分の 1 以下であり、かつ、当該債務に係る元利償還年額の園児 1 人当たり額が、園児 1 人当たり毎月納付金年額のおおむね 20% 以内であること。
- (2) 借入先が、日本私立学校振興・共済事業団、市町又は銀行、信用金庫若しくはこれらに準ずる金融機関であること。

- 2 学校法人の設立に要する経費の財源となる寄付金は、寄付者が借入した資金をもって充当するものであってはならない。

(収支予算)

第 5 条 学校法人の資金収支予算及び消費収支予算は、次の各号に定めるところにより編成され、かつ、実行の確実性があるものでなければならない。

- (1) 収入の部は、保育料、入園料等の園児納付金その他の適切かつ確実な収入をもって編成されているものであること。
- (2) 支出の部は、教職員組織に応じて必要とする人件費、幼稚園の規模に応ずる経費、その他必要かつ適切な支出をもって編成されているものであること。
- (3) 前 2 号により編成された収入及び支出の均衡が保たれ、健全な財政運営が見込まれるものであること。

(役員及び評議員)

第6条 役員及び評議員は、財産の寄付者又は特定の関係者であることをもって充てることなく、広く教育関係者、学識経験者その他教育に関し識見を有する者のうちから公正に選任されなければならない。

2 役員定数は、理事6人以上及び監事2名以上とする。

3 理事及び監事は、他の学校法人の理事又は監事を4以上兼ねていない者とする。

4 理事長は、他の学校法人の理事長を2以上兼ねていない者とする。

5 理事である評議員以外の評議員は、学校法人の設立後、速やかに選任できるよう、その候補者が選任されていなければならない。

(役員報酬)

第7条 役員及び評議員は、常勤の理事、園長その他教職員としての勤務に対する給与を除き、その地位について報酬をうけてはならない。

(解散後の残余財産の帰属)

第8条 解散した学校法人の残余財産は、他の学校法人、教育の事業を行う公益法人等に帰属させるものとする。

(事前審査及び本審査)

第9条 設立者は、遅くとも幼稚園開設予定年度の前々年度の12月までに別に定める学校法人設立計画書(以下「計画書」という。)を知事に提出し、当該計画についての承認を求めるものとする。

2 設立者は、前項の規定による承認を受けた後、当該計画に定める施設及び設備を整備し、遅くとも開設前年度の12月までに学校法人寄附行為認可申請書を提出するものとする。

第10条 学校法人設立計画のうち、施設及び設備の整備に関するものについて、計画書提出時において、少なくとも次の各号に掲げる要件を満たしていなければならない。

(1) 園地及び運動場の予定地は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 設立者が現に所有している土地であること。

イ 現に設立者が所有しているものではないが、設立者において当該土地の取得に要する資金を有し、かつ、地主との間に売買予約がなされている等、計画承認後速やかに取得できる見込みが確実な土地であること。

ウ 地方公共団体等又は地方公共団体等以外の者から借用できる見込みが確実である土地であること。

(2) 園地及び運動場以外の施設及び設備は、次のいずれかに該当するものであること。

ア 設立者が現に所有しているものであること。

イ 取得に要する資金の調達計画が適切かつ確実であること。

附 則

この内規は、昭和58年1月5日以降に事前審査を受けるものから適用する。